

中小企業の災害への事前対策を強化したい

No.37

経済産業省

税制優遇

(開始年度) 令和元年度

支援の名称

中小企業の自然災害等への事前対策のための設備投資にかかると税制上の措置（中小企業防災・減災投資促進税制）

制度の趣旨・背景

頻発している自然災害に加え、感染症のリスクが顕在化しており、こうしたリスクによる影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題です。
中小企業が行う自然災害等への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電設備、耐震・制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、特別償却を講じます。中小企業者等が作成した「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」を、経済産業大臣が認定し、認定を受けた計画に含まれる防災・減災設備の取得等に対して、税制措置を適用します。

制度の内容

【対象設備】
○自然災害への事前対策を強化するために必要な防災・減災設備
・機械装置（100万円以上）：自家発電設備、排水ポンプ 等
・器具備品（30万円以上）：耐震・制震・免震ラック、衛星電話 等
・建物附属設備（60万円以上）：止水板、無停電電源装置、防水シャッター 等
○感染症への事前対策を強化するために必要な防災・減災設備
・器具備品（30万円以上）：サーモグラフィ装置

【税制措置の内容】
対象設備の取得等をして、事業の用に供した場合に特別償却 18%（令和 7 年 4 月 1 日以後に取得等をする対象設備は特別償却 16%）を講じる。

【税制措置のスキーム】

① **（連携）事業継続力強化計画策定**
【対象事業者】
・中小企業・小規模事業者
【計画記載事項】
・取組内容・実施期間
・防災・減災設備の内容 等

②申請 ↑ ↓ ③認定

⑤税制措置 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

対象となる方

令和元年7月16日～令和 7 年3月31日に「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者
※認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等を行うことが必要です。

問い合わせ先など

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室
連絡先 03-3501-0459
■関連 URL（詳細は以下をご確認ください）
・中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#zeisei>